

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和3年10月26日(火) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 林田 佐知雄	2 番 森田 誠	3 番 三坂 登
4 番 泓 純隆	5 番 富永 政光	6 番 迎 幸枝	7 番 中山 久嗣
8 番 江口 庄平	9 番 出口 照雄	10 番 山口 義範	11 番 清心 由紀美
12 番 欠 席	13 番 宮脇 喜八郎		

事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎 書記 前田 篤史 竹下 由紀子

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1) 農地の合意解約について
5. 議 事
 - (1) 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第26号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
6. その他
 - ① 次期農業委員・推進委員の推薦及び募集実施要領について
 - ② 農号会議による地区別研修会

事務局長	<p>ただいまから令和3年度第7回目10月期の東彼杵町農業委員会総会を開催いたします。本日、農業委員さんは12番の俵坂委員が都合で欠席となっております。推進委員さんは渡邊委員が都合で欠席ということで、13名ずつの出席となっております。本日は総会終了後に長崎県農業会議主催、令和3年度農業委員会委員研修会が開催されます。予定では14時30分から16時30分までということで調整させていただきました。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>議事録署名人の指名についてということで今日は、9番の出口委員と10番の山口委員にお願いします。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告事項、農地の合意解約についてということで、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項(1)農地の合意解約について、農地法第18条第6項の規定による通知が、次のとおり提出されたので報告いたします。</p> <p>7件ございまして、上から6件は経営移譲をされるということで、息子さんに借りている名義を変えるということで、今回解約をされて、その後来月の総会になると思いますが、中間管理機構で後継者が新たにこの6件を借りられる予定になっております。</p> <p>1番が法音寺郷、地目が畑、面積が2筆計で2,208㎡、基盤強化法による貸し借りで令和10年まで借りておられましたが、今回、一旦解約となっております。理由としては、借受人を後継者へ変更するため(中間管理機構へ)としております。</p> <p>2件目がまだ未相続ということで、法音寺郷、地目が畑、面積が合計で2,563㎡、3番が駄地郷外3筆、地目が畑、面積合計が3,782㎡、4番がこちらもまだ未相続ということで、駄地郷外2筆、地目が畑、面積合計が452.83㎡、5番がこちらも未相続地で、駄地郷、地目が畑、面積が742㎡、6番が平似田郷、地目が畑、面積が742㎡、7番目ですが、こちらは3名共有ですが、あとの議案で出てきますが、所有権の共有名義の分を整理されるということで、3名共有から個人所有に変更となります。</p> <p>続いて千綿宿郷、地目は田で現況は茶畑、面積が合計で2,308㎡、3条で借りられておりますけれども、理由は所有者名義変更のため解約となっております。</p> <p>4ページから7ページまでは解約の通知書をつけております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。いま事務局から説明がありましたけれども、この件に関しまして補足とか地域の委員さんからありましたらお願いしたいのですが、何もないようでしたら報告事項ですので、農地もあとから中間管理機構で借りられる予定ということで、特段問題ないかと思っておりますので報告ということにさせていただきます。</p> <p>それでは議事の方にはいたいと思います。</p> <p>(1)議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、4件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の</p>

議長	<p>(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。4件ございますけれども、申請番号3と4は筆数が多いので、まず、1と2をここに標記しております。</p> <p>1番目が所有権移転、贈与です。三根郷、登記地目が畑、現況地目が畑と一部宅地が入っております、50㎡程分割しているところですが、全体としては畑としております。2,366㎡、今回世帯所有農地が2,366㎡あるということで、基準は満たしているところですので。機械は管理機とか草刈機、噴霧器、運搬車を1台ずつ持っておられるということでした。</p> <p>2件目ですけれども所有権移転、無償ということで、贈与です。瀬戸郷、地目はいずれも田で、2筆合計面積が1,374㎡、先程の解約とも少し関係するのですが、ここも持っている農地を整理するというので、贈与をされています。</p> <p>9ページ、10ページが該当する場所の地図をつけております。9ページですが、面積が間違っております、1,421㎡と書いてありますが、2,366㎡の間違いです。</p> <p>1番と2番の件で説明頂きましたが、1番の方は私の担当地区でございまして、息子さんが家に帰ってこられて、畑や家の周りにある所も迷惑をかけないようにと手入れをされているので、特段問題はないかと思っております。</p> <p>1番の件に関しまして、皆様方からご質問、ご意見等ありましたらお受けします。何もありませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。許可するというので進めたいと思います。</p> <p>続きまして、2番につきましては先程事務局から説明がありましたけれども、地元の委員さんから補足等ありましたらお願いします。</p>
山口委員	<p>10番山口です。先日、話がありまして、今まで3人共有の土地になっていた所を、今度3人で分配して登記をするということでしたので、問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今、山口委員さんから説明がありましたけれども、この件に関しまして、許可するというのでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。では、引き続き3番から事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番、所有権移転、無償ということで、こちら贈与になっております。</p> <p>譲渡人が外2名としておりますけれども、下に米印で書いておりますがこちらが3名共有の土地になっておまして、それぞれ3分の1の持分を持たれております。12筆で合計が9,297㎡ですが、簡単に場所と地番だけ説明します。</p>

議長	<p>八反田郷、千綿宿郷です。13 ページに図面をつけておりまして、小さくて見にくいですが、数が多いのでまとめました。</p> <p>4 件目ですけれども、持分 3 分の 1 を固有名義にされる土地です。八反田郷、千綿宿郷、瀬戸郷、合計で 11 筆、9,689 ㎡です。このうち、千綿宿郷が最初に説明しました、解約をされて、一旦個人名義に変えられて、再度、貸し借りをするという話でした。</p> <p>14 ページに地図をつけております。全部で 11 筆、場所は多岐にわたっておりますが、贈与をされております。</p> <p>ありがとうございました。この件につきましてご意見、事後報告等ありましたらお受しますけれども。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。異議なしということで、許可ということでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは (2) 番の議案第 26 号、農業経営基盤強化促進事業による権利設定について、ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（所有権移転）について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。所有権移転、贈与ですけれども、まず 1 件目が数が多いですが、経営移譲ということで、茶畑等を名義変更されるということで、今回あげられております。</p> <p>全部で 25 件、面積が 10,526 ㎡、地図が 17 ページ、18 ページです。とびとびで色々な所にありますが、ほぼ茶畑で一部野菜畑等もあります。今回はこれだけを所有権移転されるということです。</p> <p>2 件目ですが、木場郷、田、1 筆 627 ㎡、売買となっております。</p> <p>3 件目が八反田郷、田、2,274 ㎡、こちらは先程の共有名義の続きで、共有名義を個人所有に変えられるということで、認定農業者になられているので、基盤強化を利用して所有権移転をされております。こちらは今、いちごハウスで作られている所です。木場と八反田の場所は 20 ページと 21 ページに表示しております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今、事務局から説明がありましたように、まず、1 番の件につきまして、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>「ありません」の声</p>

議長	<p>ないということで、許可するというのでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。では、2番の分につきまして、ご意見等ありましたらお受けします。</p>
山口推進委員	<p>推進委員の山口です。話は聞いてないですが、2年程前に今回の場所の周りが田で割田になっています。先祖同志が基盤整備をする時に、口約束で交換されていたようですが、名義が変わってなくて、娘さんの所有になった時に私は土地はいらないので、今回の場所を買ってくださいとの話を、仲介者の方を通して相談をされたのですが、話を聞いてくれなくて、相手にされなかったそうです。仲介者の方が何回も行かれて説得されたそうですが、自分には買えないと話にならなかったそうです。そして、2年後に今回の譲受者が買うとのことで今回あがってきているのですが、このまま話を進めた時に、今回の話はご存じなくて、2年前に買うことを拒否してことで、話は終わっていると思っていると思われます。所有者は余分な負の財産だからということで売却先を探されたところ、譲受者が買うという話になったと思われるのですが、今までの事情があるので、この件をこのまま進めていいのか懸念しています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。どう思われますか。</p>
山口推進委員	<p>割田になっているので、そこを譲受者が作ると言われても難しいかと思います。どういう目的で買われたかも、私が話を聞いてないのでわかりません。</p>
宮脇委員	<p>割田とかは関係なく、名義上はこの場所は所有者になっているのですね。それならば、何も問題ないように思うのですが。今までの状況をご存じの推進委員さんが、躊躇するということですね。</p>
山口推進委員	<p>このまま話を進めると、「農業委員は何をしていたのか」という感じになるのではないかと思うので、今回このまま通して頂ければ、私は農業委員会で決まったことだと思います。</p>
宮脇委員	<p>山口委員に何も相談はあってないのですね。</p>
山口推進委員	<p>その当事者からも話は聞いていませんし、本人自体も放っておけばなんとかなると思っているような感じがします。2年前も話も聞いてもらえなかったのです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。いろいろと大変でしょうけど、今の話に出ましたように、基本法的には問題はない、その前にも所有者もかなり努力されて、話をしても進まなか</p>

	<p>ったということで、農業委員さんだけの挙手で採決をとらせていただいて、決めたいと思います。農業委員さんだけ挙手をお願いします。2番の件に関しまして、許可することを認める方は挙手をお願いします。</p> <p>賛成多数ということで、許可ということで、進めさせて頂きたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>続きまして3番の件に関しまして、ご意見があられる方はお願いします。無いようでしたら、許可ということで進めさせて頂いてよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。3番も許可ということで進めさせて頂きます。続きまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基盤強化法の貸借権設定です。</p> <p>1件目が彼杵宿郷、茶畑、2筆合計面積が3,047㎡、期間が10年間です。備考に書いてありますが、貸借の期間が満了したということで、今回更新をされたということになっております。</p> <p>2件目も同じ更新なのですが、蔵本郷、こちらも茶畑です。2筆で3,363㎡、こちらは使用貸借です。期間が10年間となっております。図面を23ページ、24ページにつけております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。1番の件に関しまして、質問、再設定ですので問題はないと思いますが、ご意見がある方はお受けします。無いようでしたら、許可ということでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>2番の方も再設定ということで、特段問題ないかと思いますが、許可ということでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議事の方はこれで終わりです。</p> <p>本日の総会を終了したいと思います。</p> <p>お疲れ様でした。</p>